

昭和四十一年十二月六日提出
質問第一号

阿賀野川における水銀中毒事件に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十一年十二月六日

提出者 石田 宥 全

衆議院議長 綾部 健 太 郎 殿

阿賀野川における水銀中毒事件に関する質問主意書

政府は、新潟県阿賀野川沿岸漁業組合に対して毎年一定量のあゆ、にじます、鯉等の放流、養殖を義務づけているのであるが、水銀中毒事件が表面化した昭和四十年九月より、にじます、鯉等の漁獲規制を行なっている。それがために沿岸漁民は多額の被害を受けている。また、新潟市周辺その他において水銀中毒による死者五名、要治療者二十一名、胎児性水俣病出産の可能性ありとされるもの四十数名におよんでいる。

一 政府は、これらに対して国家賠償法に基づいて賠償の責任を負うべきであると考えているがどうか。

二 公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律に基づいて、水質汚濁防止の義務があるにもかかわらず阿賀野川に対しては、今日までその義務を怠ってきたし

現在も怠っている。

すみやかに水質保全の措置を講ずべきであると思うがどうか。またその具体的対策いかん。右質問する。